

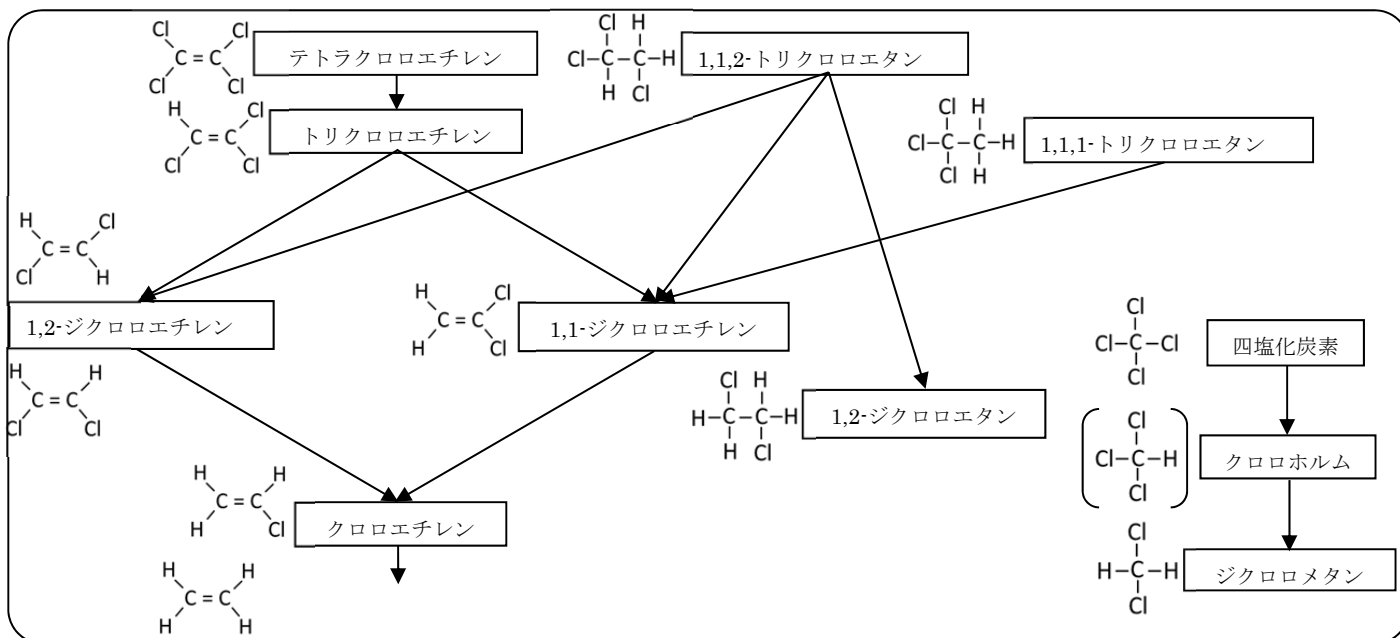
# 土壤汚染対策法の分解生成物の改正

平成 31 年 4 月 1 日付けで、土壤汚染対策施行令の一部を改正する政令等が施行され、土壤汚染対策法の特定有害物質に「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を追加し、「シス-1,2-ジクロロエチレン」とあわせて「1,2-ジクロロエチレン」となりました(表 1.)。

また、土壤汚染対策法の特定有害物質の分解生成物において「四塩化炭素」が分解して生成した「ジクロロメタン」の追加の改正が行われました(クロロホルムは特定有害物質ではないため、対象外)(表 1.)(図 1.)。

表 1. 土壤汚染対策法の分解生成物の改正(下線を引いた物質が新たに追加された物質)

過去の調査結果に係る特定有害物質や使用等の履歴が明らかとなった特定有害物質	その分解生成物である特定有害物質
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
<u>1,2-ジクロロエチレン</u>	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 <u>1,2-ジクロロエチレン</u> 及びトリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及び <u>1,2-ジクロロエチレン</u>
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン及び <u>1,2-ジクロロエチレン</u>
<u>四塩化炭素</u>	<u>ジクロロメタン</u>



ご不明点は、当社 研究開発部 佐藤 (亮)、織田(フリーダイヤル0120-01-2590 内線382、444)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

